

アスベスト濃度調査事業

1 事業の概要

アスベスト（石綿）が使用された建築物の解体等を行う場合は、大気汚染防止法に基づき届出を行い、飛散防止を徹底する必要がある、また、発生したアスベストを含む廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定められた処理基準等に基づき適正に処理することとされています。

県では、建築物の解体等作業現場に立入検査を行い、敷地境界における大気中のアスベスト濃度を測定し、飛散防止措置の基準の遵守状況を確認しています。また、一般環境大気中のアスベスト濃度の測定を実施しています。

2 令和5年度実績

解体等作業現場：16現場で計34回の測定を実施

一般環境：県内7地域14地点で2回（夏・冬）測定を実施

《一般環境中のアスベスト測定の様子》



【関連のページ】

一般環境中アスベスト濃度調査の実施結果

URL：<http://www.pref.okayama.jp/page/detail-59801.html>

担当部署

環境文化部 環境管理課 大気保全班